

「在留資格認定証明書」代理申請確認書

立命館アジア太平洋大学（APU）は、以下の条件を全て満たし、かつ大学が適当と認めた合格者に限り、合格者からの依頼に基づき「在留資格認定証明書」の交付を代理で申請します。

- ① 在留資格「留学」を取得予定で、APU にのみ「在留資格認定証明書」の代理申請を希望する者
- ② 定められた期日までに登録料、授業料A、寮費、保険料（学研災付帯学生生活総合保険）など全ての入金を完了した者
- ③ 「在留資格認定証明書」交付申請にかかわる書類を不備・不足なく期日までに提出した者
- ④ 日本滞在中の経費支弁能力を証明できる者

下記の注意事項をよく読み、本確認書の内容に同意した上で署名を行ってください。

【注意】

- 虚偽書類の提出、または提出書類に虚偽の記載があった場合などは、入学後であっても入学許可を取り消します。
- 納入された登録料及び入居費は、どのような事情があっても返還しません。
- ※APUでは、「在留資格認定証明書」の交付を代理で申請します。「在留資格認定証明書」を代理申請するにあたり、本学は合格者本人の入学意志を確認する必要があります。APUでは、登録料、授業料A、寮費及び保険料（学研災付帯学生生活総合保険）の納入をもって、入学意志があると判断します。
- 留学期間中に必要な経費の支弁計画を必ず立てておいてください。日本での留学期間中、継続できる経費支弁計画のある者のみ、「在留資格認定証明書」の代理申請を行います。（留学期間：1セメスターの場合50万円以上、1年の場合100万円以上）
- 「在留資格認定証明書」の交付は入国管理局が行います。個々の事情によっては「在留資格認定証明書」が交付されない場合もありますが、その場合、本学は一切責任を負いません。

私は上記趣旨に同意し、全ての条件を満たしているので、入国管理局への「在留資格認定証明書」の代理申請を立命館アジア太平洋大学（APU）に依頼します。

日付：

氏名：

署名：